

行政に寄せられる苦情・相談

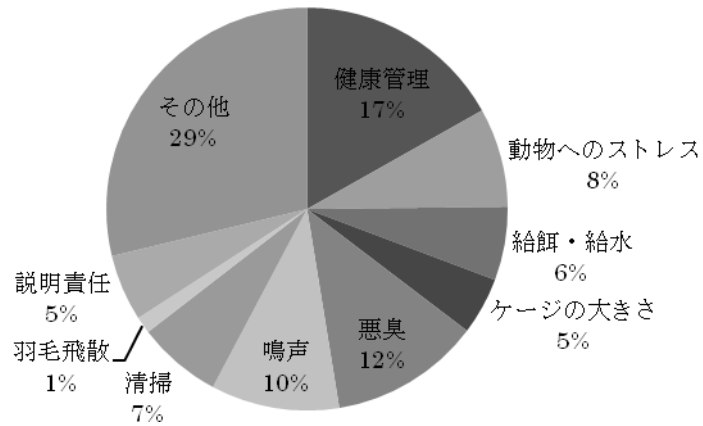
行政に寄せられる苦情は、住民の要望やニーズを知る上で重要な情報ですが、苦情の分類の仕方は自治体ごとにまちまちです。「苦情」(他者からの迷惑)と「相談」(自分の問題)とに分けて集計すれば、住民ニーズがより明確になると考えられますが、自治体によっては苦情と相談とが分けて集計されていないため、平成 18 年度より「苦情・相談」で一括して質問しています。平成 20 年度の延べ苦情件数は 336,794(前年度 328,885)件で、7,909 件増加しました。

苦情が 1 万件以上の自治体で多い順にあげると、埼玉県が 32,076 件で飛びぬけて多く、次いで千葉県(23,937)、名古屋市(17,180)、東京都(16,765)、愛知県(15,780)、大阪府(15,261)、沖縄県(13,556)、群馬県(11,315)、横浜市(11,020)、となっています。都道府県における動物行政の事業報告や動物愛護管理推進計画で、住民の苦情の内容を分析したところでは、その対策を検討課題としています。苦情の内容の精査と対策は動物行政の大きな課題の一つです。

全国各地で悪質な多頭飼育や動物取扱業の問題が起こっていますが、勧告・命令に至った件数は、個人に対しては 265 件でそのうちの 213 件は兵庫県です。兵庫県では咬傷犬や捕獲犬の飼い主に対して措置命令を出しているとのこと。業者を対象としたものは 4 自治体で、10 件となっています。

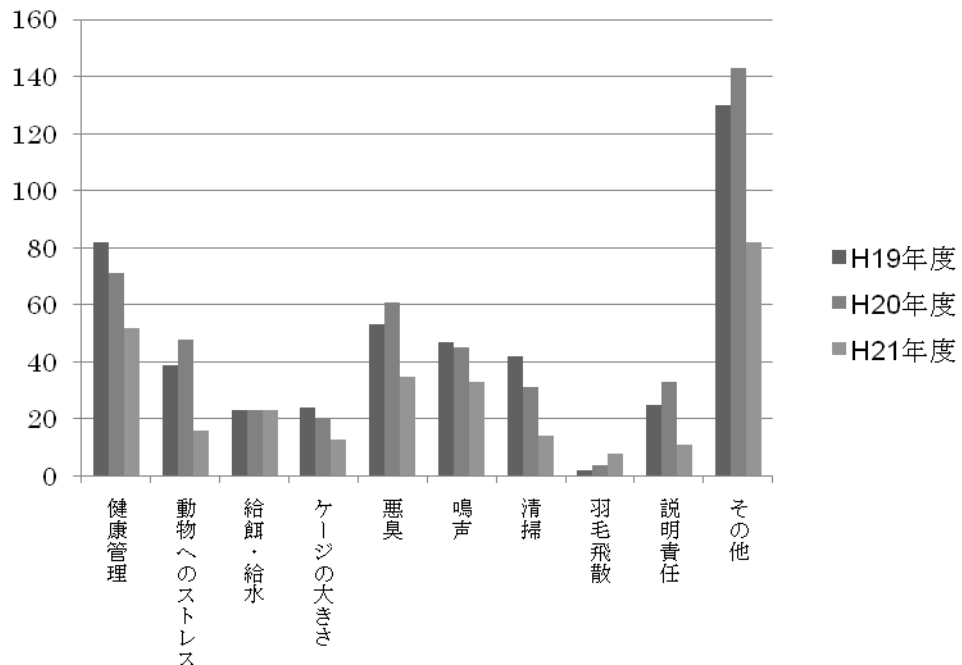
引用：平成 20 年度全国動物行政アンケート
結果報告書 (ALIVE 資料集 No. 30)

東京都における動物取扱業に対する苦情内容の割合
(平成19年度～21年度 3ヶ年平均)



東京都における動物取扱業に対する苦情件数内訳

(件数)



実苦情件数は、平成19年度259件、平成20年度269件、平成21年度160件となっている。(平成21年度は速報値)
1件の苦情が複数の項目に分類される場合があるため、グラフの件数の和は実件数とは一致しない。